

不登校児童生徒を支援する 民間施設に関するガイドライン

令和5（2023年）年3月

茨城県教育委員会

【目次】

1	民間施設に関するガイドライン	1
2	不登校支援にあたっての学校と教育委員会の取組	4
3	不登校児童生徒の居場所について	5
4	民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について	6
5	ガイドライン活用にあたってのQ & A	7
6	民間施設に関する施設視察（様式）例	8
7	民間施設と学校との連携様式（例）	10
8	県内教育支援センター一覧	13
	【参考】不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知	16

1 民間施設に関するガイドライン

(1) 策定の趣旨

平成 29 年（2017 年）2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示されました。

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、民間施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いについて判断する際に留意すべき点を目安として示したガイドラインを策定することとしました。

(2) 活用にあたって

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではありません。学校や市町村教育委員会においては、民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等を考慮し、各民間施設への訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保されていることや、活動内容等を十分把握し、施設における支援が、児童生徒の社会的自立につながっているのかを、総合的に判断することが求められています。このことから、実際の運用にあたっては、各市町村教育委員会においてもガイドラインや基本方針を策定し、各学校との共通理解の下、不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実を図ることが求められます。

(3) 「出席扱い」と判断するための留意事項

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、該当施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

① 実施主体について

ア 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

イ 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、不登校児童生徒の社会的自立を目指すものでありかつ、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援をしていること。

ウ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

② 支援の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われているこ

と。

イ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、児童生徒の状況に応じて、施設の支援体制が明確にされていること。また、受入れに当たっては面接などを行い、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。

ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。また、国の義務教育制度を前提としたものであること。

エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

オ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

カ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。

③ 施設職員について

ア 施設職員は児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不適応・問題行動等について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者は、施設職員の資質向上に努めること。

イ 専門的なカウンセリング等を行うにあつては、公認心理師や臨床心理士等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導職員が指導にあたっていること。

ウ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えた職員が配置されていること。

エ 指導に必要な職員を複数人有していること。

④ 施設・設備について

ア 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。

イ 利用施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。

ウ 宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

⑤ 学校・教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために訪問や連携票を活用して情報等を定期的に交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

⑥ 家庭との関係について

ア 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ 宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者に対し面会や退所の自由が確保されていること。

⑦ その他

ア 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。

イ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候

補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

2 不登校支援にあたっての学校と教育委員会の取組

学校の主な取組

- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実
 - ・ 不登校に対する学校の基本姿勢として、校長のリーダーシップの下、教員だけでなく様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整える。各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づける。
 - ・ 不登校の予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援をする。
 - ・ 不登校の要因や背景を的確に把握するため、個別の支援計画を作成する。
 - ・ 支援計画の作成にあたっては、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）も参考にする。
 - ・ 作成された支援計画については、学校、保護者及び関係機関等で共有する。
 - ・ プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施し、児童生徒の理解に努める。
 - ・ 教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合は、児童生徒が在籍する学校が、学習の状況等を把握し、その学校の教育課程に照らし適切と判断したときは、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表等の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝える。
 - ・ 不登校児童生徒が、当該校へ登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるよう、指導上の工夫を行う。
 - ・ 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応をする。

教育委員会の主な取組

- 不登校や長期欠席の早期把握と取組
 - ・ 学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的な連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援する。
- 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備
 - ・ 不登校への適切な対応に資する、初任者研修をはじめとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導担当教員等を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図る。
 - ・ 教職員に対しカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携した対応について研修を実施する。
 - ・ 「心の居場所」としての学校づくりを進めるために、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置と効果的に活用されているか等を検証する。
 - ・ 9年間を見通した生徒指導の充実等により、学校段階間の接続の改善、工夫を行う。
- 教育支援センターの整備充実及び活用、教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備
- 民間施設との連携協力のための協議の場の設定・情報収集・情報提供等

令和元年（2019年）10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」より

3 不登校児童生徒の居場所について

学校（教室に入れない場合）

※該当児童生徒の状況に応じた時間帯、場所による支援が必要

- ・別室や保健室への登校、学習支援
- ・放課後登校、学習支援
- ・校内フリースクール など

市町村の教育支援センター

※学校は通所につなげるだけでなく、その後も継続的な各施設との連携が必要

- ・各施設と学校との連携（学習教材の提供、情報の共有）
- ・各施設における行事への学校教職員の参加 など

民間施設（フリースクール等）

・民間施設の HP を通して情報を公開するなど、保護者が該当児童生徒に適した施設を選択できるような情報発信

- ・学校との連携（学習教材の提供、情報の共有） など

在宅（自宅において ICT 等を活用した学習活動）

- ・家庭にひきこもりがちである児童生徒への ICT などを活用した支援
- ・該当児童生徒に適した支援を行うために保護者・学校・民間施設等と連携
- ・定期的な家庭訪問による状況の把握 など

子どもたちへの支援に向けて…

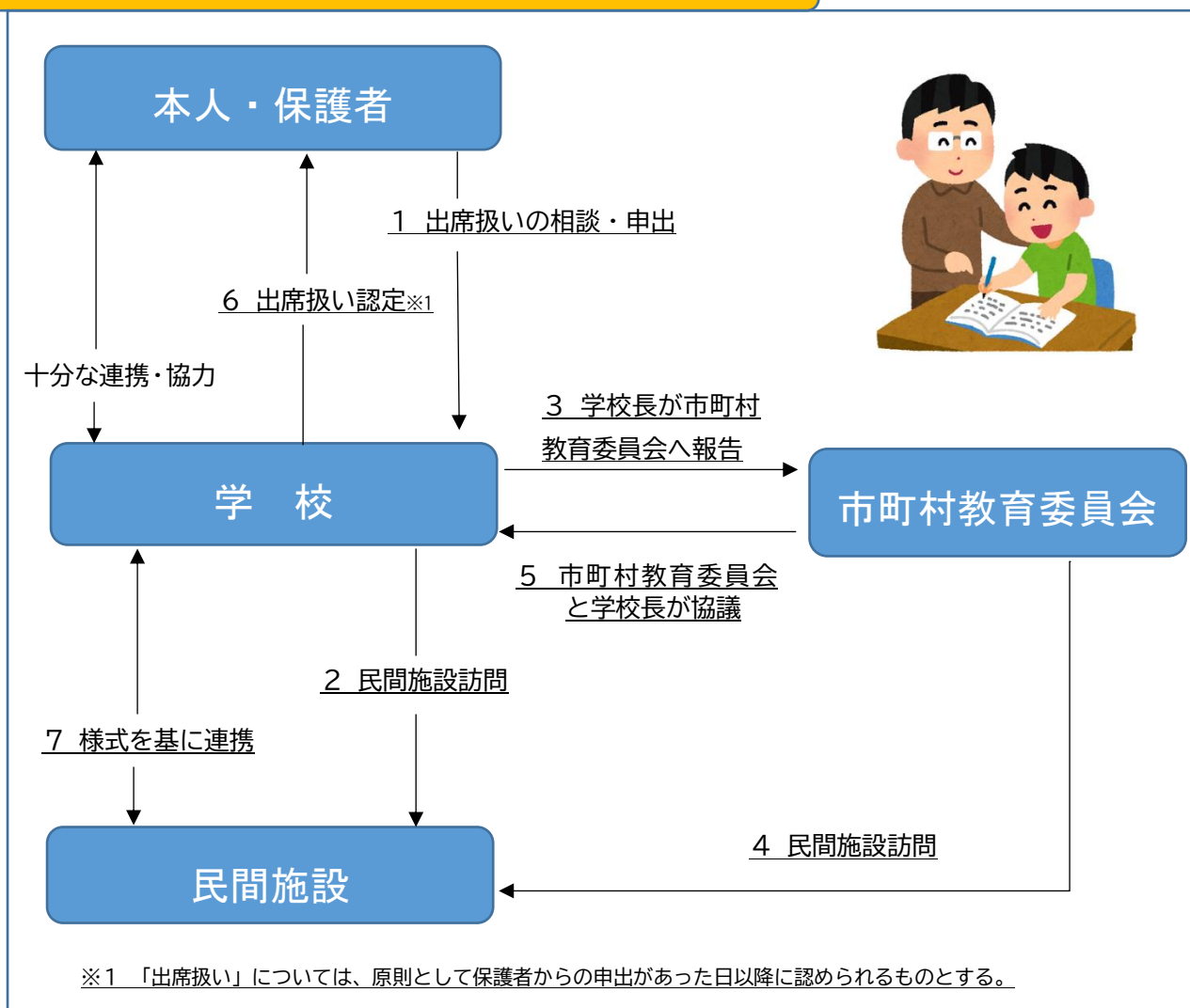
不登校児童生徒の居場所については、背景や段階、状況によって様々な選択肢があります。学校として常に不登校児童生徒の状況を把握し、家庭と連携することが必要となります。また、中には複数の居場所を活用している不登校児童生徒もいます。学校が中心となって、それらの居場所における取組の情報を、共有することが重要です。

4 民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について

指導要録上「出席扱い」が認められる不登校児童生徒を支援する民間施設の要件

- ・国の義務教育制度を前提とした支援を行う施設
- ・不登校児童生徒の社会的な自立を目指す活動を行う施設
- ・不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能な施設

指導要録上「出席扱い」の判断をするための望ましい流れ



指導要録上「出席扱い」と判断する者

不登校児童生徒の在籍する学校の校長

「出席扱い」認定後

当該校による民間施設との定期的な情報交換（場合によっては施設訪問）
 当該校と該当児童生徒及び保護者との定期的な連携・協力

5 ガイドライン活用にあたってのQ & A

Q 各市町村においても、ガイドライン（基本方針）を策定しなければならないのですか？

A 本ガイドラインをもとに、地域の状況に応じた、各市町村のガイドライン（基本方針）を策定し、出席扱いを判断する具体的な手続きについて各学校と共通理解を図るとともに、学校と教育委員会がやりとりする文書の様式、民間施設から毎月提出を求める文書の様式等を定めることが求められます。

Q すでに出席扱いを認められた施設に、改めて視察に行く必要はないのではないのでしょうか？

A 令和元年（2019年）10月25日の文部科学省通知にも出席扱いの要件については、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする」と記されているように、個に応じて適切かどうかの判断が必要となります。民間施設では、随時児童生徒の受入をしており、受入人数や施設の雰囲気は変化するものと考えられます。その点からも、保護者から学校への申し出、協議の後に、改めて施設が当該児童生徒にとって適切であるかどうかを判断するために、視察は必要だと考えます。

Q 民間施設における学習は、どのように評価に反映したらいいですか？

A 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、通知表又は、その他の方法により、児童生徒や保護者等に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいものです。評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することを求めています。学習状況を文章記述するなど、適切な記載に努めることが求められています。

Q 不登校児童生徒への支援の目標が学校復帰ではなく、社会的自立を目指すこととなりましたが、学校として学校復帰を求めているとはいけないのですか？

A 不登校児童生徒の状況や保護者の思いに寄り添いながら、学校・学校外の施設が連携し、社会的自立に向けた支援に取り組むことが重要です。一方、各学校では社会的活動や自然体験活動、教科学習、スポーツ活動や芸術活動等を行うことを通じて、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培っています。多様な選択肢の一つとして、不登校児童生徒自らが学校復帰を選択することは、将来的な社会的自立の近道と言えますが、児童生徒や保護者の思いや一人一人の状況を十分に把握した上での対応が必要です。

8	入学案内・HP について	
	(1) 入学案内があるか	有 ・ 無
	(2) ホームページを開設しているか (ブログ含む)	有 ・ 無
	(3) 経営方針について明記されているか	有 ・ 無
	(4) 指導内容・方法・相談・指導体制が明記されているか	有 ・ 無
	(5) 必要経費等が明記されているか	有 ・ 無
	(6) 指導者名が明記されているか	有 ・ 無
9	連携について	
	(1) 学校との連携方法と頻度	
	(2) 家庭との連携方法と頻度	
10	その他	
	(1) 児童生徒の指導計画	有 ・ 無
	(2) 児童生徒の学習指導や支援に係る記録	有 ・ 無
	(3) 在籍児童生徒で、出席扱いの認定を受けた児童生徒はいるか	有 ・ 無
	(4) 社会的自立に向けたプログラムはあるか	有 ・ 無
11	所見	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>施設視察〔様式〕の活用の仕方</p> <p>※本ガイドラインや各市町村が策定した基本方針に照らし合わせ、民間施設を訪問する際に、学校及び市町村教育委員会がどのような点に注視して施設視察をするかをまとめたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の概要は、ホームページや紹介パンフレット等によって、確認することができますが、その情報が正しいものかを判断するには、実際に民間施設へ行き、聞き取り等を行うことが必要です。 <p>【活用例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学校での視察において、該当児童生徒の状況に即した支援が行われる民間施設であるかを中心に本様式に記入する。 ② 市町村教育委員会として、「学校による視察で確認された項目が適正なものか」、「民間施設として、適切な支援が行われているか」を確認し、本様式に記入する。 ③ 出席扱いの判断材料としての記録とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・本様式を参考に確認項目を追加するなどして活用願います。 </div>	

7 民間施設と学校との連携様式（例1）

様式1

記号第 号
令和〇年〇月〇日

〇〇市立〇〇小中学校長 殿

フリースクール〇〇学園
代表 〇〇 〇〇

出席状況等報告書

1 出席状況

児童生徒氏名		保護者名	
学校名		学年	年
〇月 通所日	1	〇月〇〇日（ ）	12 〇月〇〇日（ ）
	2	〇月〇〇日（ ）	13 〇月〇〇日（ ）
	3	〇月〇〇日（ ）	14 〇月〇〇日（ ）
	4	〇月〇〇日（ ）	15 〇月〇〇日（ ）
	5	〇月〇〇日（ ）	16 〇月〇〇日（ ）
	6	〇月〇〇日（ ）	17 〇月〇〇日（ ）
	7	〇月〇〇日（ ）	18 〇月〇〇日（ ）
	8	〇月〇〇日（ ）	19 〇月〇〇日（ ）
	9	〇月〇〇日（ ）	20 〇月〇〇日（ ）
	10	〇月〇〇日（ ）	21 〇月〇〇日（ ）
	11	〇月〇〇日（ ）	22 〇月〇〇日（ ）

2 活動内容及び学習内容

3 支援内容

校長	教頭	生徒指導主事	担任	出席扱い日数

※提出された報告書は、押印等のうえフリースクールにメール等で返信する。

※各地域の状況に応じて変更してご活用ください。

民間施設と学校との連携様式（例2）

様式1

記号第 号
令和〇年〇月〇日

〇〇市立〇〇小中学校長 殿

フリースクール〇〇学園
代表 〇〇 〇〇

〇月出席状況等報告書

1 通所児童生徒

学校名	学年学級	氏名

2 通所状況

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	

※通所 ⇒ 「○」を付する。また、週休日等、当該校の休業日は「/」を付する。

3 活動内容（学習活動や体験活動など）

4 支援内容及び保護者との連携

校長	教頭	生徒指導主事	担任	出席扱い日数

※提出された報告書は、押印等のうえフリースクールにメール等で返信する。

※各地域の状況に応じて変更してご活用ください。

8 県内教育支援センター一覧

令和5年3月現在 51施設

設置市町村名		教育支援センター名		設置場所	電話番号	開設曜日
1	水戸市	1	うめの香ひろば	水戸市笠原町 978-5 水戸市総合教育研究所内	029 (244) 6720	火～金
2	笠間市	2	教育支援室「ここから」	笠間市美原 3-2-11 笠間市こども育成支援センター内	0296 (78) 9151	月～金
3	ひたちなか市	3	いちよう広場	ひたちなか市東石川 1-1-1 ひたちなか市教育研究所内	029 (274) 7837	月～金
4	常陸大宮市	4	あゆみの広場	常陸大宮市野口 1337 常陸大宮市教育支援センター内	0295 (55) 2514	月～金
5	那珂市	5	ひまわり教室	那珂市戸2297 教育支援センター内	029 (229) 3303	火～金
6	小美玉市	6	パステルおみたま	小美玉市中台 559 農村環境改善センター2階	0299 (49) 1012	火～金
		7	ハーモニーおみたま	小美玉市小川234番地1 元気っ子幼稚園内	0299 (58) 5930	月～金
7	茨城町	8	とんぼのひろば	茨城町小堤 1037-1 茨城町総合福祉センター内	029 (240) 7133	月～金
8	大洗町	9	すくすくなぎさ	大洗町磯浜町 6881-192 大洗町教育センター内	029 (267) 3190	月～金
9	城里町	10	うぐいすのひろば	城里町石塚 1428-1 コミュニティセンター城里2階	029 (288) 2081	月～金
10	東海村	11	たんぼぼくらぶ	東海村船場 774 番地 5 東海村立図書館併設東海村教育支援センター	029 (282) 7811	月～金
11	大子町	12	山びこひろば	大子町池田 1805-1 大子町立池田集会所2階	0295 (76) 8886	月～金
12	日立市	13	ちゃれんじくらぶ 多賀教室	日立市末広町 1-1-4 日立市立多賀図書館4階	0294 (38) 7802	月～金 水曜閉級
		14	ちゃれんじくらぶ 日立教室	日立市神峰町 1-6-11 日立市教育プラザ3階	0294 (23) 9102	月～金 水曜閉級
13	常陸太田市	15	かわせみくらぶ	常陸太田市新宿町 1299 旧誉田幼稚園	0294 (73) 2114	月～金
14	高萩市	16	萩のひろば	高萩市本町 1-208 高萩市役所第2分庁舎	0293 (22) 0075	月～金
15	北茨城市	17	ふれあい広場	北茨城市磯原町本町 2-4-16 地域福祉交流センター2階	0293 (42) 7720	月～金 火～金 (長期休業中)
16	鹿嶋市	18	ゆうゆう広場	鹿嶋市宮中 1998-2 鹿嶋市教育センター内	0299 (82) 3140	月～金
17	潮来市	19	のびのびルーム	潮来市堀之内 1664 旧牛堀第二小学校	0299 (64) 2145	月～金

18	神栖市	20	いきいき神栖	神栖市奥野谷 6405-1 第2松風荘内	0299 (97) 0014	月～金
		21	すくすく波崎	神栖市矢田部3024	0479 (40) 5512	月～金
19	行方市	22	教育支援センター 「ポプラ」	行方市繁昌 212 番地	0291 (35) 3030	月～金
20	銚田市	23	すずらんルーム	銚田市徳宿 1261 番地1 銚田市生涯学習館「とくしゅくの杜」 (旧徳宿小学校)内	0291 (36) 6171	月～金
21	土浦市	24	ポプラひろば	土浦市宍塚 1478	029 (825) 6211	月～金
22	石岡市	25	あすなろ	石岡市若松 1-11-18 石岡市立府中小学校 2 号館 2～3 階	0299 (24) 5519	月～金
23	龍ヶ崎市	26	夢ひろば	龍ヶ崎市馴馬町 2445 龍ヶ崎市教育センター内	0297 (62) 9192	月～金
24	取手市	27	ひまわり	取手市戸頭8丁目 10 番1号 取手市教育総合支援センター	0297 (63) 4756	月～金
25	牛久市	28	きぼうの広場	牛久市猪子町 779	029 (874) 6075	月～金
26	つくば市	29	つくしの広場	つくば市沼田 40-2 つくば市教育相談センター内	029 (866) 2211	月～金 水曜閉級
27	守谷市	30	はばたき	守谷市板戸井 2418 もりや学びの里内	0297 (45) 2655	月～金
28	稲敷市	31	おおぞら	稲敷市佐倉 1356-1 稲敷市教育センター内	029 (892) 2852	月～金
29	つくば みらい市	32	なのはな	つくばみらい市福田 195 番地 (R5年度中に移転する場合あり)	029 (57) 0983	月～金
30	かすみが うら市	33	ひたちの広場	かすみがうら市中佐谷 1250 第一常陸野公園内	0299 (59) 1230	月～金
31	美浦村	34	だんだんルーム	美浦村受領 1470 光と風の丘公園クラブハウス内	029 (885) 7788	月～金
32	阿見町	35	やすらぎの園	阿見町若栗 1838-24 阿見町教育相談センター内	029 (888) 1225	月～金
33	河内町	36	みどりの広場	河内町源清田 1942 河内町役場みずほ分庁舎 河内町教育委員会内	0297 (84) 3322	月水木
34	利根町	37	とねっ子ひろば	利根町下曾根 278-1 利根町図書館内	0297 (68) 2213	月～金
35	古河市	38	はなももルームこ が	古河市鴻巣 399 番地1 古河公方公園(古河総合公園)管理棟内	0280 (23) 6266	月～金
		39	さるびあルームそ うわ	古河市駒羽根 620 番地 ネーブルパーク内	0280 (92) 7311	月～金

		40	こすもすルームさんわ	古河市仁連 2228 番地7 三和地域福祉センター敷地内	0280 (76) 3321	月～金
36	筑西市	41	教育支援センター 下館	筑西市下中山 732 番地 1 筑西市下館武道館3階	0296 (47) 3328	火～金
		42	教育支援センター 関城	筑西市舟生 1040 番地 関城支所内3階	0296 (37) 7830	火・水
		43	教育支援センター 明野	筑西市海老ヶ島 2198 番地 2 筑西市海老ヶ島集会所内	0296 (52) 6616	火～金
		44	教育支援センター 協和	筑西市久地楽 260 番地 多目的研修センター内	0296 (57) 2600	火・水・金
37	結城市	45	フレンド「ゆうの木」	結城市結城 1745-1 結城市立公民館北部分館内	0296 (33) 1201	月～金
38	下妻市	46	スクール サポートセンター	下妻市鬼怒 230 千代川庁舎南棟 R5 秋より移転予定 下妻市古沢34-1	0296 (30) 1919	月～金
39	坂東市	47	ひばり	坂東市辺田 679	0297 (20) 8380	月～金
40	桜川市	48	さくらの広場	桜川市羽田 1028 番地-1 大和体力増進センター内	0296 (58) 6112	月～金
41	常総市	49	かしのきスクール	常総市新石下 2011	0297 (42) 1528	月～金
42	八千代町	50	けやきの家	結城郡八千代町大字菅谷 1027(中央公民館3F)	0296 (48) 1519	月～金
43	境町	51	境町フレンド スクール	境町上小橋 540 文化村公民館内	0280 (86) 7844	月～金

教育支援センターについて

教育支援センターとは

教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習活動含む）を行うことにより、その社会的自立に資することを基本とする。

各市町村によって、名称・受入体制・取組内容などが異なるため、詳細については、上記の一覧より電話にてお問い合わせください。

【参考】不登校児童生徒への支援に関する法律や国の通知

不登校児童生徒が年々増加している現状を受けて、国は、平成 28 年 12 月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、教育機会確保法）を公布するとともに、以下の通知を発出し、不登校児童生徒への支援の在り方について方向性を示しています。

○平成 28 年（2016 年）12 月 22 日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」

【ポイント】教育機会確保法の公布に当たり以下のことが示されました。

- ◎ 教育機会確保法の目的
- ◎ 教育機会確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めること
- ◎ 国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき施策

○平成 29 年（2017 年）2 月 16 日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について」

【ポイント】不登校児童生徒の定義が示されました。

- ◎ 不登校児童生徒とは、相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために、就学が困難である状況として何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く）と認められる。

○平成 29 年（2017 年）4 月 4 日付け通知

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針の策定について」

【ポイント】教育機会の確保等に関する基本的事項として、以下の点について示されました。

- ◎ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等の意義・現状
- ◎ 基本指針の位置付け
- ◎ 基本的な考え方

○令和元年（2019 年）10 月 25 日付け通知

「不登校児童生徒の支援の在り方について」

【ポイント】これまでの不登校施策に関する通知を整理し、以下の内容について、まとめられました。

- ◎ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
- ◎ 学校等の取組の充実
- ◎ 教育委員会の取組の充実